

愛川町行政改革大綱

第5次改訂版

☆平成24年度～平成26年度☆

あいちゃん



愛川町観光キャラクター



愛川町

目 次

I 基本的な考え方

1 「行政改革大綱第5次改訂版」策定の背景と目的	1
2 計画期間	1
3 推進体制と進行状況の公表	2

II 重点取組項目

1 協働のまちづくりの推進	2
2 選択と集中による持続可能な財政運営	2
3 費用対効果の検証に基づく事務事業の見直し	2

【用語説明】	3
--------	---

III 改善項目一覧	4
------------	---

IV 改善実施計画	6
-----------	---

<参考> 行政改革大綱の策定体制	17
------------------	----

I 基本的な考え方

1 「行政改革大綱第5次改訂版」策定の背景と目的

少子高齢化の進展や景気低迷による税収減、また、住民ニーズの多様化、住民との協働^{*1}によるまちづくりの取組みなど行政を取り巻く環境の変化の中で、住民に一番身近な自治体である市町村には、時代の変化に対応した簡素で効率的な行政運営の下、質の高いサービスを提供することが求められています。

こうした中、総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」^{*2}に基づき、各地方公共団体は、「集中改革プラン」^{*3}の策定などにより、民間委託の推進、職員定数・給与の適正化など積極的な行政改革の推進に取り組んできました。

また、平成19年4月に「地方分権改革推進法」^{*4}が施行され、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性と自立性を高めることにより、地方公共団体の自らの判断と責任において行政運営の促進を図ることが求められています。

さらに、「地方分権改革推進計画」^{*5}や「地域主権戦略大綱」^{*6}の策定により、さらなる地方分権推進への方向付けが示され、行政改革と地方分権（地域主権）の要請に応え、コスト削減などによる簡素な行政運営を目指すとともに、権限移譲による事務量の増大に対応するための事務の効率化などが求められています。

本町では、「愛川町自治基本条例」の基本原則の下、「協働型まちづくり」を進めるとともに、「第5次愛川町総合計画」においても「協働のまち愛川」を将来都市像に掲げ、住民と行政との真のパートナーシップの充実に向けた協働型の自治体経営を進めることとしています。

平成8年度に「愛川町行政改革大綱」を策定して以来、以後3年ごとに改訂・見直しを行い、一定の成果を挙げてきましたが、多様化・高度化する住民ニーズに職員一人ひとりが自覚と意識を持って柔軟に対応し、時代に即した質の高い行政サービスの実現と「最小の経費で最大の効果をあげる」という地方自治運営の基本原則に基づき、さらなる改革の推進を図るため、ここに「愛川町行政改革大綱第5次改訂版」を策定いたしました。

第5次改訂版では、3つの重点取組項目を柱に、行政改革を積極的かつ着実に進めることで、第5次愛川町総合計画に基づく関係施策の推進とともに、簡素で効率的な行政運営（行政経営）に努め、限られた資源を有効に活用し、より効率的・効果的な行政運営に取り組んでまいります。

2 計画期間

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

3 推進体制と進行状況の公表

行政改革の推進にあたっては、町長を本部長とする「行政改革推進本部」を主体に、改善実施計画に基づき全庁を挙げて取り組んでいきます。

また、改善実施計画の進行状況は、「行政改革推進委員会」に随時報告するとともに、意見や提言をいただき、公表をしていきます。

Ⅱ 重点取組項目

1 協働のまちづくりの推進

住民の社会参加意欲の高まりの中で、自治会やボランティア団体などの活動も活発化していることから、住民等と行政が「協働」して公共サービスを提供していくシステムの構築が求められています。

そのため、行政と自治会・ボランティア団体などとのパートナーシップの充実を図るとともに、本町にふさわしい継続可能な協働事業を推進します。

また、相互に協力して課題を解決する事業や協働によって、さらに効率的・効果的に行える事業などの検討を行い、真の協働のまちづくりを実践していきます。

2 選択と集中による持続可能な財政運営

地方財政が依然厳しい状況にある中、限られた財源を有効に活用するため、重点施策は優先的に予算配分をし、事業の早期実現を図るなど、効果的な事務事業を推進します。また、行政評価（施策評価）などによる事務事業のPDCAサイクルの具体化やスクラップアンドビルドを進め、経常的経費の増加を抑え、財政の健全化により、施策・事業の選択と集中を図ります。さらに、収納対策を強化した自主財源の確保など、歳入増や歳入確保に努め、将来にわたり持続可能な財政運営を行うための改革を推進していきます。

3 費用対効果の検証に基づく事務事業の見直し

限りある人員、限りある財源、限りある資源を最大限に活用しつつ、時代の変化に迅速かつ的確に対応するため、費用対効果を検証しながら、経営的視点から住民サービスの充実に努めるとともに、民間委託（民間活力の導入）や組織・定員の適正化を図り、行政評価（事務事業評価）により事務事業の徹底した見直しを行うなど、「スピード」「コスト」「成果」を重視した簡素で効率的な行政運営を推進していきます。

[用語説明]

※1 協働

町、町民、町民活動団体及び事業者がお互いの役割や特性を尊重し、共通する目的を実現するために、相互理解のもとで協力して行動すること。

※2 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針

平成16年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省において策定された指針。

※3 集中改革プラン

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、当該自治体の行政改革大綱の具体的な取組みを実施するため、「①事務・事業の再編・整理、廃止・統合」、「②民間委託等の推進」、「③定員管理の適正化」などを始めとした9項目を中心に、平成17年度を起点として平成21年度までの具体的な取組みを住民にわかりやすく明示した計画。

※4 地方分権改革推進法

地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、地方分権推進法（平成7年7月に施行）で行われた地方分権をさらに進めるための法律。

※5 地方分権改革推進計画

国が、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「地方分権改革の推進に関する基本方針」に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画。

※6 地域主権戦略大綱

地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための大綱。

Ⅲ 改善項目一覧

1 協働のまちづくりの推進

項目No.	改善項目	ページ
(1) 地域や町民との協働の推進		
No.1	㊦新たな協働の仕組みについての検討・導入	6
No.2	㊦町民公益活動団体の支援・育成	6
No.3	㊦協働についての町民周知及び職員研修の充実	7
No.4	違反屋外広告物除却協力員制度の推進	7
No.5	消防団員の確保方策の検討	7
(2) 町民等が利用しやすいサービスの提供		
No.6	町ホームページ等の充実	8
No.7	住民サービス向上のための窓口サービス等の研究	8
No.8	㊦出張所の在り方の研究	8
No.9	㊦社会教育施設等開館日及び開館時間の見直しの検討	8
No.10	㊦学校施設開放の検討	9
No.11	電子申請・届出システムの推進	9

2 選択と集中による持続可能な財政運営

項目No.	改善項目	ページ
(1) 財源の確保に関する改革		
No.12	有料広告掲載制度の推進	9
No.13	使用料・手数料の見直し	10
No.14	町税等収納率の向上	10
No.15	㊦町税等支払い手続サービスの向上	10
No.16	㊦町税納期前納付報奨金制度の見直し	11
No.17	減免基準の見直し	11
(2) 適正な歳出に関する改革		
No.18	経常的事務経費の削減	11
No.19	㊦各種手当等扶助費関係経費の見直し	12
No.20	補助金等の見直し	12
No.21	報酬・給与の適正化	12
No.22	外部監査制度導入の研究	13
No.23	㊦公共施設の長寿命化への取り組み	13

3 費用対効果の検証に基づく事務事業の見直し

項目No.	改善項目	ページ
(1) 組織見直しや人材育成による改革		
No.24	組織・機構の見直し	13
No.25	定員適正化の推進	13
No.26	職員研修の充実	14
No.27	人事評価制度の見直し	14
(2) 成果重視による行政運営の改革		
No.28	行政評価・外部評価制度の推進	14
No.29	各種イベント・大会・表彰式等の見直し	15
No.30	ごみ処理広域化の推進	15
No.31	消防広域連携の研究	15
(3) 民間活力等の利活用による事務事業の見直し		
No.32	保育業務の委託化の検討	15
No.33	事務事業の外部委託化の推進	16
No.34	指定管理者制度の推進	16
No.35	ごみ・し尿収集業務の委託化等の検討	16
(4) 環境等の課題に配慮した事務事業の見直し		
No.36	低公害車両導入の推進	17

- ・ **新**新規項目 第5次改訂版で新たに取り上げた改善項目 6項目
- ・ **再**再掲項目 過去の行革大綱で取り上げられた改善項目 4項目

IV 改善実施計画

各改善項目の取組みについては、改善スケジュールに従い計画的に進めることとします。なお、改善スケジュール欄の矢印は、次のような内容を表しています。

- ☆ 継続的に実施するもの —————→
- ☆ 検討・研究するもの -----→

- 検討とは、各改善項目の実施や見直しに向けて具体的な方策を定めるものをいいます。
- 研究とは、「検討」に向けて調査・分析を行うものをいいます。

1 協働のまちづくりの推進

(1) 地域や町民との協働の推進

No.1 ⑧新たな協働の仕組みについての検討・導入

担当課	行政推進課、全課	改善スケジュール		
概 要	「第5次総合計画」※7の将来都市像に「協働のまち愛川」を掲げ、さらに住民参加によるまちづくりを推進するため、「協働のあり方に関する提言書」に基づき、新たな協働の取り組みやまちづくりについて協議し、可能なものから、順次実施していく。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究 -----→		

※7 「第5次総合計画」：基本構想 平成23年度～平成34年度
 前期基本計画 平成23年度～平成28年度

No.2 ⑨町民公益活動団体の支援・育成

担当課	行政推進課、全課	改善スケジュール		
概 要	町民公益活動団体の活動を支援するとともに、「サポートセンター」※8を拠点に、さらに町民公益活動団体の育成を推進する。	24年度	25年度	26年度
		継続実施 —————→		

※8 「サポートセンター」：町民公益活動への支援の一環として、平成19年3月にオープンした施設。正式名「あいかわ町民活動サポートセンター」。

No.3 ⑨協働についての町民周知及び職員研修の充実

担当課	行政推進課、総務課	改善スケジュール		
概 要	町民の協働に関する意識啓発を行うとともに、町職員の意識改革のための職員研修の充実を図る。	24年度	25年度	26年度
		継続実施		
		—————→		

No.4 違反屋外広告物除却協力員制度の推進

担当課	都市施設課、道路課	改善スケジュール		
概 要	違法な張り紙・張り札・立て看板などを除却し、町内の良好な景観維持及び快適な住環境の確保を図るため、町と町民の協働により、引き続き、同制度の推進に努める。	24年度	25年度	26年度
		継続実施		
		—————→		

No.5 消防団員の確保方策の検討

担当課	消防防災課	改善スケジュール		
概 要	機能別消防団員 ^{※9} の導入検討と合わせて、いかに消防団員を確保するか、その方策について研究を進める。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究		
		-----→		

※9 機能別消防団員：能力や実情に応じて特定の活動のみ参加する消防団員のことで、近年の人員不足の影響で、昼夜を限定した活動や特定の災害種別のみ活動し消防団活動を補完する。

(2) 町民等が利用しやすいサービスの提供

No.6 町ホームページ等の充実

担当課	総務課、全課	改善スケジュール		
概 要	町ホームページのさらなる充実を図り、町民皆さんとの情報共有とともに、利用しやすいサービスの提供に努める。	24年度	25年度	26年度
		継続実施		
		—————→		

No.7 住民サービス向上のための窓口サービス等の研究

担当課	住民課、窓口業務を担当する課	改善スケジュール		
概 要	住民サービス向上のため、本庁等の窓口の開庁時間や休日窓口サービス等の研究を行うとともに、実施可能なサービスの充実に努める。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究		
		-----→		

No.8 ㊤出張所の在り方の研究

担当課	住民課、企画政策課、行政推進課	改善スケジュール		
概 要	事務の効率化や住民サービス向上のため、半原・中津の両出張所で行っている業務を公民館機能と統合するなど、より良い行政サービスと出張所の在り方について研究を行う。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究		
		-----→		

No.9 ㊤社会教育施設等開館日及び開館時間見直しの検討

担当課	生涯学習課、スポーツ・文化振興課	改善スケジュール		
概 要	利用者の利便性の向上を図るとともに、文化会館や公民館等について、施設ごとの状況を踏まえ、休日や夜間の開館時間等の見直しについての研究を行い、施設の有効利用に努める。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究		
		-----→		

No.10 ㊟学校施設開放の検討

担当課	生涯学習課、教育総務課	改善スケジュール		
概 要	現在、余裕教室等校舎内の施設については、警備上の問題から開放していないが、地域に根差した学校運営をするため、開放の可否について研究を行う。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究		
		-----▶		

No.11 電子申請・届出システムの推進

担当課	行政推進課、全課	改善スケジュール		
概 要	公的個人認証の普及を推進するとともに、電子申請・届出の取扱種類の拡大、電子交付、手数料の電子決済等の研究を進める。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究		
		-----▶		

2 選択と集中による持続可能な財政運営

(1) 財源の確保に関する改革

No.12 有料広告掲載制度の推進

担当課	企画政策課	改善スケジュール		
概 要	自主財源の確保を図るため、民間広告の掲載が可能な様々な媒体について検討を行い、掲載が可能なものから順次実施する。	24年度	25年度	26年度
		継続実施		
		————▶		

No.13 使用料・手数料^{※10}の見直し

担当課	企画政策課、使用料・手数料を取り扱う課	改善スケジュール		
概要	受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料の見直しを行い、随時実施する。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究 ----->		

※10 使用料・手数料：使用料とは、地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として、その使用者又は利用者から徴収する金銭のことで（地方自治法第225条）、道路・河川占有料、公営住宅使用料、ホール・公民館・体育施設使用料等がある。

手数料とは、特定の者のために行う役務の提供に対して、その事務に要する費用又は報酬として徴収する金銭のことで（地方自治法第227条）、戸籍謄本交付手数料、住民票の写しの交付手数料、各種証明手数料等がある。

No.14 町税等収納率の向上

担当課	税務課、国保医療課、使用料等を取り扱う課	改善スケジュール		
概要	町税等の差押えの強化をはじめ、滞納整理の徹底や休日納税窓口の一層の推進、さらには、新たな収納対策の研究などにも取り組み、町税・使用料等の収納率向上に努める。	24年度	25年度	26年度
		継続実施 ----->		

No.15 ④町税等支払い手続サービスの向上

担当課	税務課、国保医療課、公共料金を取り扱う課	改善スケジュール		
概要	税金や公共料金などの支払いを金融機関やコンビニへ出向くことなく、パソコンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスや口座振替加入手続の簡略化によるサービス向上のため、ペイジー ^{※11} の導入について研究を行う。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究 ----->		

※11 ペイジー：(Pay-easy) 税金や公共料金などの支払いを金融機関やコンビニへ出向くことなく、パソコンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービス。

No.16 ㊦町税納期前納付報奨金制度^{※12}の見直し

担当課	税務課	改善スケジュール		
概要	税負担の公平性の観点から、「町税納期前納付報奨金」の交付率の引き下げや税目の見直しなどについて研究を進める。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究 -----▶		

※12 納期前納付報奨金制度：年税額のすべてを第1期の納期限内に納付したとき、第2期以降のすべての納期に係る税額に交付率（100分の0.2）と納期限内に係る月数を乗じて得た金額を報奨金として交付する制度。

No.17 減免基準の見直し

担当課	企画政策課、行政推進課	改善スケジュール		
概要	受益者負担の適正化を図るため、公共施設の減免基準の見直しについて検討を行い、随時、実施に努める。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究 -----▶		

(2) 適正な歳出に関する改革

No.18 経常的事務経費の削減

担当課	行政推進課、管財契約課、全課	改善スケジュール		
概要	「あいかわエコアクションプラン」や「節電対策基本方針」に基づき、経常的な経費の削減に努める。	24年度	25年度	26年度
		継続実施 ————▶		

No.19 ⑨各種手当等扶助費^{※13}関係経費の見直し

担当課	扶助費関係経費を取り扱う課、行政推進課	改善スケジュール		
概 要	様々な支援に要する社会保障経費の必要性や投資効果の検証を行うとともに、歳入に見合った適正規模の各種手当等扶助費関係経費の見直しについて検討を行い、見直し可能なものから随時実施する。	24年度	25年度	26年度
		継続実施		

※13 扶助費：社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、または、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあり、現金・物品を問わず、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹を成す経費。

No.20 補助金等の見直し

担当課	行政推進課、補助金等交付を担当する課	改善スケジュール		
概 要	負担金、補助金及び交付金について、行政評価制度 ^{※14} 等の手法を用いて定期的な見直しを行い、事業等の適正化に努める。	24年度	25年度	26年度
		継続実施		

※14 行政評価制度：施策やそれを具体化するための事業を対象として、目的や成果、コストなどに着目してその有効性や効率性を評価し、その結果を予算などに反映させることにより、効果的かつ効率的な行政運営の継続的な改善をめざす制度。

No.21 報酬・給与の適正化

担当課	総務課	改善スケジュール		
概 要	時代の要請や社会情勢の変化を踏まえ、非常勤特別職の報酬や職員給与の適正化に努める。	24年度	25年度	26年度
		継続実施		

No.2 2 外部監査制度^{※15}導入の研究

担当課	監査委員事務局、行政推進課	改善スケジュール		
概 要	現行の監査委員による監査に加え、より専門的で独立した立場からの監査機能としての外部監査制度の導入について研究を進める。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究 -----▶		

※15 外部監査制度：組織において内部組織による監査ではなく、その組織とは関係のない第三者による監査の制度。

No.2 3 公共施設の長寿命化への取り組み

担当課	施設を有する課、行政推進課	改善スケジュール		
概 要	現有施設の長寿命化を図る取組みについて研究を進め、随時、適正な維持管理に努める。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究 -----▶		

3 費用対効果の検証に基づく事務事業の見直し

(1) 組織見直しや人材育成による改革

No.2 4 組織・機構の見直し

担当課	行政推進課	改善スケジュール		
概 要	新たな行政課題等に的確に対応できる組織・機構の在り方について、検討を行い、随時実施する。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究 -----▶		

No.2 5 定員適正化の推進

担当課	総務課	改善スケジュール		
概 要	継続的に定員適正化の取組みを進め、効率的な職員定数・定員の管理に努める。	24年度	25年度	26年度
		継続実施 —————▶		

No.26 職員研修の充実

担当課	総務課	改善スケジュール		
概 要	社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応できる人材を育成するため、「職員研修計画」に基づき、引き続き、より一層の能力開発と意識改革、資質の向上に努める。	24年度	25年度	26年度
		継続実施		→

No.27 人事評価制度の見直し

担当課	総務課	改善スケジュール		
概 要	町人材育成基本方針に基づき、職員の人材育成・能力開発を充実するため、「人事評価制度」を試行しているが、運用面での課題も多いことから、適宜、見直しを行い、職員の処遇面への活用等本格実施に向けた検討を行う。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究		- - - - - →

(2) 成果重視による行政運営の改革

No.28 行政評価・外部評価制度^{※16}の推進

担当課	行政推進課	改善スケジュール		
概 要	より効率的で実効性のある行政評価制度の確立を目指し、制度の透明性や客観性を高めるための検討を行い、「行政改革推進委員会」等により、引き続き、外部評価制度の充実に努める。	24年度	25年度	26年度
		継続実施		→

※16 外部評価制度：行政評価制度の透明性・客観性の向上を図る目的として、第三者の視点から評価するもの。

No.29 各種イベント・大会・表彰式等の見直し

担当課	行政推進課、イベント等を担当する課	改善スケジュール		
概 要	町の主催や他団体と共催している各種のイベント等について、行政評価制度等の手法を用いて随時見直しを行う。	24年度	25年度	26年度
		継続実施 —————→		

No.30 ごみ処理広域化の推進

担当課	環境課	改善スケジュール		
概 要	厚木愛甲環境施設組合と厚木市・愛川町・清川村で策定した「ごみ処理広域化実施計画」に基づき、継続的に3市町村のごみの共同処理に向けた事業の推進を図る。	24年度	25年度	26年度
		継続実施 —————→		

No.31 消防広域連携の研究

担当課	消防防災課	改善スケジュール		
概 要	「神奈川県消防広域化計画」に基づく、関係市町村による協議の結果、県央西部地区の消防広域化は行わないとの結論を得たが、今後の神奈川県内の動向などを注視しながら、引き続き、消防の広域連携について研究を進める。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究 -----→		

(3) 民間活力等の利活用による事務事業の見直し

No.32 保育業務の委託化の検討

担当課	子育て支援課	改善スケジュール		
概 要	保育サービスの向上と効率的な施設運営を図るため、保育業務の民間委託や民営化についての検討を行う。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究 -----→		

No.33 事務事業の外部委託化の推進

担当課	行政推進課	改善スケジュール		
概要	事務事業を点検し、外部委託化によりサービスの向上や効率化が可能な業務について検討を行い、随時、業務委託を推進する。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究		
		---	-----	--->

No.34 指定管理者制度^{※17}の推進

担当課	行政推進課、公の施設を有する課	改善スケジュール		
概要	平成19年10月策定の「町直営施設における指定管理者制度導入方針」を見直すとともに、十分な調査・検討のうえ、導入が可能な施設から順次導入を進める。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究		
		---	-----	--->

※17 指定管理者制度：地方公共団体やその外郭団体等に限定していた公の施設の管理運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなどの法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

No.35 ごみ・し尿収集業務の委託化等の検討

担当課	環境課	改善スケジュール		
概要	ごみ処理広域化に関連し、平成25年度から厚木市への焼却処理の委託化に伴い、運搬距離が伸びることから、効率的な収集運搬体制の整備やコスト削減を図るため、収集業務の一部民間委託の検討を行い、試行的に実施する。 また、し尿処理業務の施設運営管理や収集業務等についても、民間委託化等の検討を行う。	24年度	25年度	26年度
		検討・研究		
		---	-----	--->

(4) 環境等の課題に配慮した事務事業の見直し

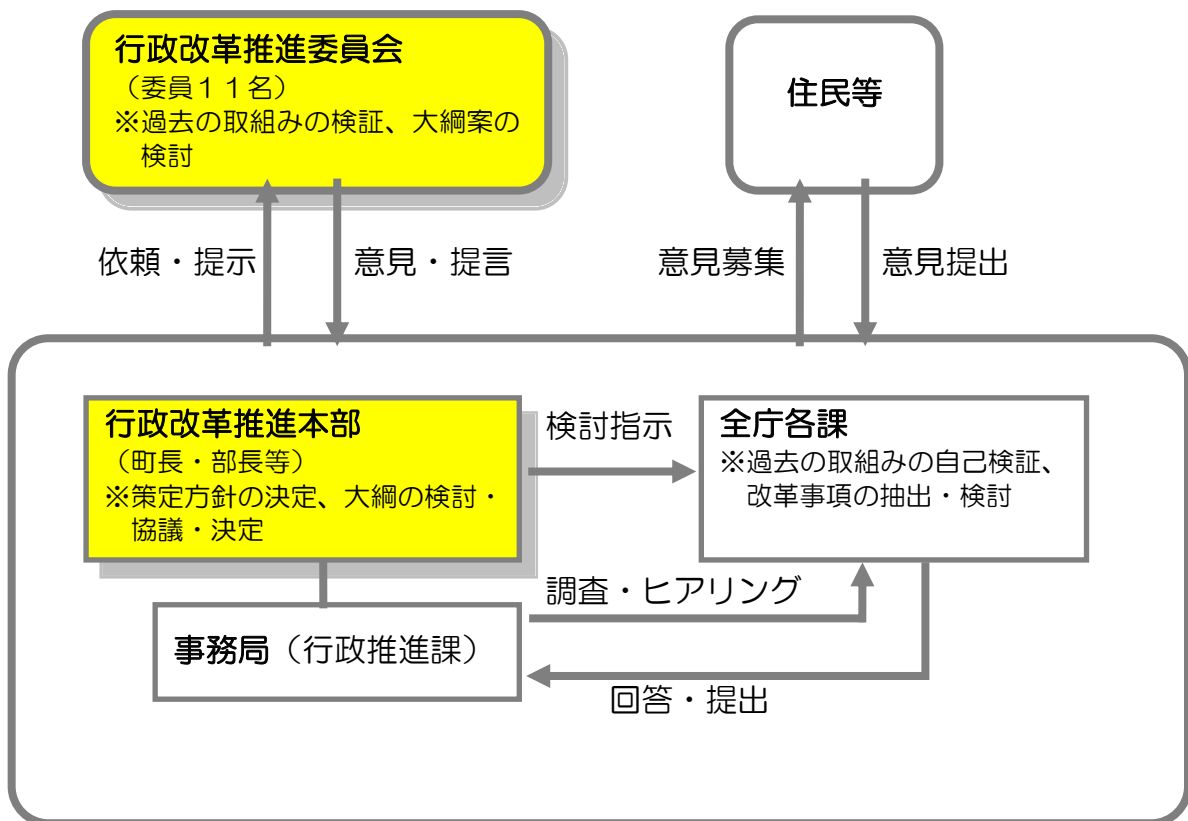
No.36 低公害車両^{※18}導入の推進

担当課	企画政策課、管財契約課	改善スケジュール		
概 要	環境への負荷軽減のため、低公害車両の導入を順次推進する。	24年度	25年度	26年度
		継続実施		

※18 低公害車両：大気汚染物質の排出が少なく、環境負荷が少ない自動車。通称エコカー。

《参考》

行政改革大綱の策定体制





愛 川 町

問い合わせ： 愛川町総務部行政推進課行政管理班

電 話 046-285-6925 (直通)

FAX 046-286-5021

電子メール gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp